

白馬中学校に通っている生徒の保護者のみなさまへ

白馬村学校給食センター

日頃より、学校給食関係の業務に関してご理解、ご協力をいただきありがとうございます。本年度も5月から給食費の振替が始まります。詳細は過日お送りした納入額決定通知書をご確認ください。併せて、給食費に関するお知らせをいたします。


【給食費の保護者負担が変わります】

近年の物価高騰により保護者の負担が増えていることを踏まえ、白馬村では今年度から小学生を無償に、中学生は約4割の補助に拡充します。給食費の徴収は、中学生230円×各学校の年間給食予定日数を10か月（5月から2月）に分けて、口座から引き落としします。10か月目（2月）は調整月となります。欠食などがある場合はここで金額が調整されます。第3子補助、食材費の加算分は引き続き継続します。

○令和7年度

○令和8年度から

	1食当たりの給食費				保護者負担月額
	保護者負担	村加算	村補助	計	
小学生	220円	10円	60円	290円	4,400円
中学生	255円	20円	70円	345円	5,000円



	1食当たりの給食費				保護者負担月額
	保護者負担	村加算	国県補助	村補助	
小学生	0円	10円	286円	44円	340円
中学生	230円	20円	0円	150円	400円

【給食を長期で欠食するとき】

学校を長期で欠席する際に、下記の要件やルールによって裏面の『学校給食停止等届出書』を提出していただくことにより、給食を停止することができます。（食べなかった期間の給食が発生しません）学校に用紙を用意してありますので学校にご提出ください。ご質問等ありましたら、学校給食センターへお問い合わせください。

理由	精算となる日数	備考
○ 給食費の日額に、学校給食の年間実施日数を乗じて得た額が、納入給食費を下回る場合又は上回る場合	納入給食費との差額	毎年2月に精算
○ 転入、転出、死亡等の事由により、年度の途中から学校給食の提供を受け、又は受けることができない場合	提供を受けた又は受けることができない日数	学校長からの報告による
○ 学級閉鎖等により給食を提供しなかった場合	給食を提供しなかった日数	学校長からの報告による
○ 感染症による場合	欠食日数が連続5日以上（休日は除く）で、届出日を1日目とし、4日目以降からの日数	保護者からの提出とし、原則、学校給食停止等届出書の学校受付日から起算する
○ 部活動による遠征等による場合	実際に喫食しなかった日数	原則1か月前に学校長からの報告による
○ 教育的配慮が必要な長期欠席等の場合	欠食日数が連続4日以上を対象	保護者と学校との相談による
○ 食物アレルギー等の事情により、学校給食の一部又は全ての提供を受けることができない場合	提供できない状況に応じて精算する	アレルギー等は栄養職員等のヒアリングを実施
○ 上記以外に家庭の都合により学校を休む場合	欠食日数が連続5日以上（休日は除く）で、喫食しない日の4登校日前までに届出があった場合はその日数で、それ以外は届出の日の4日目以降からの日数	原則、学校給食停止等届出書の学校受付日から起算する

※精算となる日数は、休日は除いた日数となります。

白馬村学校給食センター 所長：下川浩毅 担当：大塚三貴子

TEL：0261-72-5143

学校給食停止等届出書様式

様式第4号

学校給食停止等届出書

年 月 日

白馬村長 あて

(保護者)

住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____

対象児童・生徒	学校	白馬村立	学校
	学年	年	組
	フリガナ		
	氏名		

学校給食の提供停止について、次のとおり届け出ます。

給食の停止	年 月 日から 年 月 日まで
停止の理由	1. 家庭の都合によるため 2. その他

(学校承諾分)

学校長 _____

学校給食の変更について、次のとおり報告します。

給食の停止・開始	年 月 日から	転出等・転入等
学級閉鎖等※	年 月 日から	年 月 日まで
感染症による欠席	年 月 日から	年 月 日まで
部活動等の遠征※	年 月 日から	年 月 日まで
長期欠席等	年 月 日から	年 月 日まで

※は名簿等で省略が可能

学校記載欄	月分	月分	月分
学級標準給食日数	日	日	日
本件増減日数	+ - 日	+ - 日	+ - 日

学校受理： 年 月 日